2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び奥州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県岡山市東区瀬戸町塩納字西山一一八一の一四から一一八一の一六まで、字矢無坂一一九二の三、字高尾一一九三の四、一一九三の五、一二〇二の二、字妙見堂一二〇九の四、一二一一の二、一二一一の三、一二一七の三、一二一八の一、一二一八の二、字上ノ山一二二一の一六、一二二一の一八、字大谷一二三七の一八

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京田辺市薪長尾谷五の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府福知山市三和町田ノ谷小字田ノ谷東一一二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び福知山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県駿東郡小山町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(1)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び小山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十八号

次の地すべり防止区域の地すべり防止工事が完了したので、地すべり等防止法施行規則（昭和三十三年農林省・建設省令第一号）第七条第二項の規定により告示する。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　工事の区域

新潟県清水平地すべり防止区域（平成四年八月五日農林水産省告示第八百七十八号による指定）

二　工事完了の日

平成二十八年三月三十一日

○農林水産省・環境省告示第七号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年三月三十一日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年四月二十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

環境大臣　大塚　珠代

承認番号　16—46P—0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立研究開発法人　農業生物資源研究所 理事長　廣近　洋彦 茨城県つくば市観音台2丁目1番地2
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	スギ花粉ポリペプチド含有イネ（*GluA2—F1*, *GluB1—F2*, *GluC—F3*, *SH—Cyy2*改変*ALS*, *Oryza sativa* L.）（OsCr11）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県つくば市観音台2丁目1番地2 名　称：国立研究開発法人　農業生物資源研究所　隔離ほ場 使用期間：承認日から平成35年3月31日 1　隔離ほ場の施設 (1)　部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2)　隔離ほ場であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 (3)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本組換えイネの種子等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該イネの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 (4)　本組換えイネの開花期に、花粉の飛散を減少させるための防風網を設置するとともに、防鳥網などを用いた鳥害防止策を講じる。 2　隔離ほ場の作業要領 (1)　本組換えイネ及び比較対照のイネ以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを必要最小限に抑える。 (2)　本組換えイネを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該イネが漏出しない構造の容器に入れる。 (3)　(2)により運搬又は保管する場合を除き、本組換えイネの栽培終了後は、当該イネ及び比較対照のイネを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 (4)　隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本組換えイネが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。